

法定代理受領時における新制度未移行幼稚園の「特定子ども・子育て支援提供証明書(市町村提出用)」兼「請求額内訳書」

10月分	
月の日数	開所日数
31日	22日

入園料は年間在籍月数(予定)で除すことにより月額換算額を算定。
※保育料も前期・後期分など複数月数分の設定の場合は同様。

※法定代理受領時であっても保護者に対して発行する様式と同じものを使用することも可能。

No.	認定子ども		認定番号	認定種別	生年月日	入園年月日			年間在籍月数(予定)	当月における異動事由	提供日数等				施設等利用費の算定(単位:円)								
	氏名	フリガナ				年	月	日			提供した日		提供時間帯		設定料金		支払額(月額換算額)			上限額	請求額		
											始	終	提供日数	開園日数	始	終	入園料	保育料	入園料			保育料	計
1				1号	H28.4.1	31	4	1	12		1	31	22	22	10:00	14:00	50,000	22,000	4,160	22,000	26,160	25,700	25,700
2				1号	H28.4.1	31	10	1	6	入園	1	31	22	22	10:00	14:00	50,000	22,000	8,330	22,000	30,330	25,700	25,700
3				1号	H28.4.1	31	4	1	7	退園	1	11	9	22	10:00	14:00	50,000	22,000	7,140	22,000	29,140	10,510	10,510
4				2号	H28.4.1	31	4	1	7	休学	1	11	9	22	10:00	14:00	50,000	22,000	7,140	22,000	29,140	10,510	10,510
5				2号	H28.4.1	31	4	1	9	復学	23	31	7	22	10:00	14:00	50,000	22,000	5,550	22,000	27,550	8,170	8,170
6				2号	H28.4.1	31	4	1	12	転出(継続利用)	1	11	9	22	10:00	14:00	50,000	22,000	1,700	9,000	10,700	10,510	10,510
7				2号	H28.4.1	31	4	1	12	転入(継続利用)	23	31	7	22	10:00	14:00	50,000	22,000	1,320	7,000	8,320	8,170	8,170
8	月途中の入退園、市町村間の転出入があった場合、月額上限額は日割り計算が必要。ただし当該市町村間で調整がついた場合は月割りとなる場合がある。																						
9	例) No. 3の場合																						
10	25,700円 × 9日(退所日までのその月の開所日数) ÷ 22日(その月の開所日数)																						
11	※10円未満の端数は切り捨て																						
12																							
13																							
14																							
15																							
16																							
17																							
18																							
19																							
20																							
21																							
22																							
23																							
24																							
25																							
合計																							99,270

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

年 月 日

設置者名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	印
施設・事業所の名称	